

豊島区立池袋本町小学校 令和7年度 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「豊島区いじめ防止対策推進条例」、「豊島区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、学校におけるいじめ問題を克服し、児童一人一人の安心安全な学校生活を保持するために「豊島区立池袋本町小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜具体的ないじめの様態＞（いじめ防止等のための基本的な方針より）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかれたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ防止に向けた基本方針

- (1) あらゆる教育活動を通じて、全ての児童に「いじめは決して 許されない」ことの認識を徹底させる指導を行う。
- (2) いじめは、どの子供にもどの学校でもどの学級でも起こりうることであることを強く意識し、「心のけが」ととらえるインターナショナルセーフスクール認証校として、いじめに対する予防的な対応の充実を図る。
- (3) 「いじめを見て見ぬふりをしない」よう指導するとともに、児童自身がいじめについて考え方行動できるようにする。
- (4) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや i check、個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて児童一人一人の状況の把握に努め、児童を徹底して守り通す。
- (5) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめが発生した場合には早期に解決できるよう、保護者や地域、関係機関等と連携し、情報の共有をしながら指導に当たる。

(6) 機動的に対応することができるよう、「いじめ不登校防止対策委員会」を核として、学校組織全体で一丸となって取り組む。

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等対策のための組織を置くものとする（いじめ防止対策推進法第22条）

いじめ不登校防止対策委員会（毎月実施）

校長、副校長、主幹、生活指導主任、保健主任、学年主任、専科主任、特別支援教室主任、スクールカウンセラー、担任、校長が認める者

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される重大事態においては、調査のためにいじめ調査委員会を設置する。

いじめ調査委員会

校長、副校長、学校サポートチーム、校長が認める者（第三者の参加が必要）

◆学校サポートチーム

児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、「家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む組織

4 4段階の具体的な取組

（1）未然防止～いじめを生まない、許さない学校づくり～

① 児童が安心して生活できる学級・学校づくり

ア 魅力ある授業の実現

○児童にとって分かる授業、児童が話し合い、学び合う授業などを通して、互いの良さを認められるようにする。

- ・見通しをもって、粘り強く取り組む力が付く授業。
- ・周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業など。

イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

○児童たちが互いの人格を尊重し、思いやりの心をもってほかの人と関わることができるようになるため、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に行う。

- ・道徳の年間指導計画を各教科の指導と関連させて作成し、豊かな心をもち、自ら正しい判断と行動ができる児童を育成する。
- ・東京都教育委員会の「人権教育プログラム」を活用し、人権教育を計画的に行うと共に、人権週間に合わせ、人権標語を作成する。

ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導

○異学年交流の充実を図る。

- ・縦割り班（フレンド班）の活動を充実させ、好ましい人権感覚や仲間と共に生きることの素晴らしさを体験させる。

エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

TSS スローガン「けがゼロ いじめゼロ 安全・安心 笑顔あふれる池本小」のもと、児童が自ら考え、工夫する安全・安心な取り組みを継続的に行う。

オ 児童と教職員の信頼関係の構築

「学級、学校にあたたかな居場所がある」ことが実感できるよう、教育相談に努める。

② 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり

一人一人の教職員の力を生かしながら組織としての機能を発揮して、いじめの解決を図ることができるようとする。

イ 「豊島区立池袋本町小学校いじめ防止基本方針」の共通理解

全ての教職員が、わかりやすい言葉で、「基本方針」の概要を説明できるようにする。

ウ 「いじめ防止対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

「いじめ防止対策委員会」のメンバーと役割を明確にする。委員会は、定期的な会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりする。

エ PDCA サイクルによる取組の評価と「豊島区立池袋本町小学校いじめ防止基本方針」の改訂

「豊島区立池袋本町小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある内容になっているか、教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているかなどについて、絶えず検証し、改善を図っていく。特に、年度末には、自己評価、保護者による評価、外部評価等を通して、PDCA サイクルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。

③ いじめを許さない指導の充実

ア いじめに関する授業の実施

○全ての児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。どのような行為がいじめに該当するかを児童が理解する。

・同じ言葉や行為に対して、楽しいと感じる人もいるが、つらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、児童同士が話し合いながら考える活動などを通して、どのような行為がいじめに該当するかを指導する。

イ SOS の出し方に関する教育の推進

・すべての児童を対象として、「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談する大切さ」について、学級指導や相談窓口連絡先一覧の配布時などの機会を捉えて、折りに触れて指導する。

・全学年生を対象として、「SOS の出し方に関する教育」の授業を実施する。

④ 児童が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

ア 互いに認め合う態度を育む取組

教職員が率先して児童の良さを発見し、その良さが集団の中でどのように役立っているかを他の児童に伝えるなどするとともに、学級活動等を通して、児童同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行う。

イ いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係期間の連携による取組の推進

年3回（6月・11月・2月）いじめ防止強化月間（ふれあい月間）において、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる具体的な取組を実施する。

⑤ 保護者、地域、関係機関との共通理解の形成

○保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

校内研修等を通して、学校のすべての教職員が、自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容やポイントを理解する。また、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載し、周知に努める。

（2）いじめの早期発見～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

① いじめの定義の正しい理解に基づく確実な認知

ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の推進

校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようとする。

イ 「いじめ防止対策会議」によるいじめの認知の徹底

いじめの認知・対応の流れを決め、個々のいじめへの対応に当たっては、その重大性を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

② 児童の様子から初期段階のいじめを素早く認知

ア 朝の健康観察及び休み時間や給食の時間などの観察

児童の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの児童との関わりを深め、いじめの早期発見に繋げる。

イ 定期的な「生活のふり返り」等の実施と学級担任による定期的な個人面談

複数の日で日々の児童観察を行うと共に、児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ふれあい月間（6月、11月、2月）に、児童にアンケートを実施し、全員面接を行う。全員面接は、5, 6年児童については、年間1回は、担任だけでなく児童が希望する専科および特別支援教室担当者等と行えるようにする。

③ すべての教職員による児童の状況把握

○学校全体で、いじめの早期発見を目指すために、週番制などにより休み時間など、教職員が毎日校舎内外を巡回し、いじめ等の行為が行われていないかを確認したり、児童に声かけをしたりする。

④ 児童からの訴えを確実に受け止める体制の構築

ア スクールカウンセラーによる全員面接

5年生全員を対象に、スクールカウンセラーの面接を実施する（1学期中）。また、必要に応じて個別の面接を実施する。

イ 心理検査（i-check）の実施

3年生以上の児童に対してi-checkを年2回実施する。調査データを分析し、個々の児童の指導や支援に努め、豊かな人間関係のある学級を築くために活用する。要支援群等配慮の必要な児童に対しては、複数の視点から手立てを講じる（i-check検討会）。生活指導夕会において、変容を定期的に報告する。

（3）いじめの**早期対応**～いじめを速やかに解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事案を発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないよう、「いじめは、どの児童にも、どの学級でも起こりうる」「気になることは即報告」を合言葉に、学年主任→生活指導主任→管理職への確実な報告を徹底する。スクールカウンセラーは管理職等との情報共有を確実に行う。いじめを解決するための対応方針を適切に策定し、学校全体で対応方針を共有して対応にあたる。

①「いじめ対策防止委員会」を核とした対応の徹底

ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定

「いじめ防止対策委員会」が担任からの報告を受けて認知したいじめに対しては、この委員会が対応方針を協議し、校長が決定する。教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。なお、行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応することもある。その場合は、必ず学年で共有し、事後に「いじめ防止対策委員会」に報告する。

イ 対応記録のファイリング

いじめ問題の対応経過については、共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。被害の児童や加害の児童の保護者等に、学校としての対応経過正確に説明できるようにする。その際の記録は、「いつ、どこで、だれが、誰に対して、どのように対応したか、児童はどのように話したか」など、5W1Hが明確になるような様式を定める。

ウ いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく「いじめ防止等のための基本的な方針（H25 10月）に基づき、児童が心身の苦痛を感じていないこと、被害者に対する行為が少なくとも3ヶ月止んでいることなどの条件を満たされていることを含め「いじめ防止対策委員会」で検討した上、校長が判断する。

②重大事態につながらないようにするための対応

ア 被害の児童の安全確保と不安解消

被害を受けた児童の安全を確実に確保する。また、教職員全体で断固として被害の児童を守り抜く姿勢を明確にする。

イ 加害児童に対する組織的・計画的な指導及び観察

緊急支援チームによる速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、児童・保護者同席の面談を実施する。加害児童が今後してはならないことを明確にし、いじめの解消に向けて協力を要請する。被害児童や被害児童の保護者への謝罪については、事前に内容確認を行い、納得のできる話し合いになるようにする。謝罪後の様子の確認と定期的なスクールカウンセラーとの面談を実施する。いじめが止まらない場合は、加害児童を被害児童から遠ざける等、必要な対策を講じる。その際、必要な対策がスムーズに行えるよう、全校で指導体制を整備する。いじめの再発防止に向け、関係機関と連携しながら、適切かつ継続的に指導及び支援を行う。

(4) **重大事態**への対処～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

① 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

「相当の期間」

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合には、迅速に調査に着手する。

② 重大事態発生の判断

ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解

校内研修で「重大事態」の定義の内容を確認し、理解を深める。

イ 重大事態発生の判断と報告

豊島区教育委員会に速やかに報告し、指導や支援を得ながら対処する。

ウ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結

果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査する。

③ 被害の児童の安全確保、不安解消のための支援

ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援

被害の児童が二度といじめを受けることがないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。

イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

重大事態が発生した場合は、いじめ調査委員会を招集し、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童とその保護者に、必要な情報を提供する。この結果に加えて、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするために、保護者に支援の方策の理解を得るとともに定期的に状況の改善状況について定期的に報告する。

④ 加害の児童の更生に向けた指導及び支援

ア いじめの行為に対する毅然とした指導

複数の教員で適切に役割分担しながら、加害の児童の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。

イ 保護者への説明や協力関係の構築

加害の児童に対する指導や更生に向けての支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。

ウ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を行う。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、書き込みを行った児童に対して直ちに指導を行い、被害児童の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

(1) 情報モラルの指導

情報モラル教育や安全指導の年間指導計画に基づき、SNS 東京ノートを活用した情報モラル教育を実施し、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。高学年児童を対象に、外部専門家を招いてセーフティ教室を行う。

(2) 保護者との連携

情報モラルについての情報提供を行い、各家庭においてフィルタリングソフトの利用や有害情報

について、保護者に対する啓発を促進する。(GIGA ワークブックとうきょう)

(3) 「池本ルール」の徹底

スマートフォンや携帯電話の使用に関する「池本ルール」、タブレット使用に関する「池本タブレットルール」を徹底し、携帯電話等によるいじめや犯罪被害を防止する。

(4) 関係機関との連携

インターネットを通じて行われた場合には、警察等の関係機関と連携し、いじめに関わる情報の削除を求めるなど、早期解決に努める。

いじめの解消の確認

(平成25年10月11日文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕より)

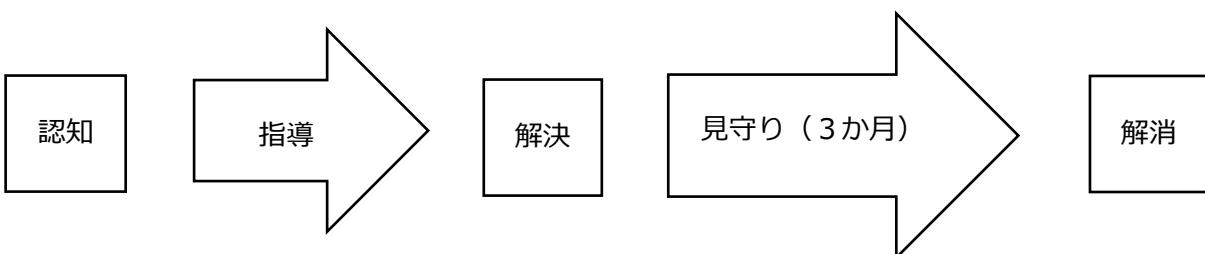
(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

以上を踏まえ、池袋本町小学校のいじめの認知から解消の流れは以下のようにする。



いじめの認知、解決、解消は、必ず「いじめ防止対策委員会」を通して行う。